



発行 東京都

目次

規則

○東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則.....(福祉保健局健康安全全部食品監視課).....一

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....五

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定.....(建設局道路管理部監察指導課).....七

告示(教)

○指定文化財の指定.....九

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新.....(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課).....一〇

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出.....(同).....一〇

○住民監査請求に係る監査結果に基づき知事が講じた措置の公表.....(東京都監査委員).....二

規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月十六日

●東京都規則第十号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第一条の三中「別表第一」を「別表」に改める。

第一条の四ただし書中「他の」を削る。

第一条の五中「、埼玉県知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの取扱いに係る試験(神奈川県知事が行うものにあつては昭和六十二年四月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。以下「同等以上の試験」という。)に合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者で」を削り、「するもの」を「する者」に改め、

同条第一号中「調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の免許」を「道府県知事が実施するふぐの取扱いに係る試験のうち条例第四条に規定する試験と同等の試験であると知事が認めた試験に合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許」に改め、

同条第二号中「条例及びこの規則に関する」を削る。

第二条第一号口の次に次のように加える。

ハ 水産食品の衛生に関する知識

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「ふぐ調理師試験受験願書」を「ふぐ取扱責任者試験受験願書」に、「次に掲げる書類」を「写真(出願前六箇月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルの大きさのもの)」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「ふぐ調理師試験受験票」を「ふぐ取扱責任者試験受験票」に改める。

第六条中「ふぐ調理師試験結果通知書」を「ふぐ取扱責任者試験結果通知書」に改める。

第七条第一項中「ふぐ調理師免許台帳」を「ふぐ取扱責任者免許台帳」に改め、同条

東京都知事 小池 百合子

第二項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」に、「ふぐ調理師免許証交付申請書」を「ふぐ取扱責任者免許証交付申請書」に改め、同項第一号中「ふぐ調理師試験結果通知書」を「ふぐ取扱責任者試験結果通知書」に、「調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し」を「戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改め、同項第二号中「調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し」を「戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」に改める。

第八条中「ふぐ調理師免許証書換え申請書」を「ふぐ取扱責任者免許証書換え申請書」に改める。

第九条中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ取扱責任者免許証再交付申請書」に改める。

第十条中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ取扱責任者免許証返納届」に改める。

第十二条及び第十三条中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

受験番号

年 月 日

年度ふぐ取扱責任者試験受験願書

東京都知事 殿

東京都ふぐの取扱い規制(第四條)のふぐ取扱責任者試験を受けたいので出願します。

住 所	(〒 -)
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生(満 歳)
電話番号	- -

写真貼付け欄
 出願前6か月以内
 に撮影した無帽、き
 上半身、正面向き
 のもの
 写真の裏に撮影年月日、
 氏名を記入してください。

(用紙 縦18.2センチメートル 横21センチメートル)

別記第一号様式を次のように改める。

第二号様式 削除

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

年度 東京都ふく取扱責任者試験受験票

受験番号	第	号
------	---	---

ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日生

(用紙 縦11.5センチメートル 横21センチメートル)

別記第六号様式「ふぐ調理師試験結果通知書」や「ふぐ取扱責任者試験結果通知書」及び「ふぐ調理師試験を」や「ふぐ取扱責任者試験を」に添付する。
 別記第六号様式「ふぐ調理師免許台帳」や「ふぐ取扱責任者免許台帳」に

調理師	免許	免許番号	第	号
登録年月日	年 月 日	都道府県		
府県の知事のふぐの取扱いに係る免許	免許番号	第		号
登録年月日	年 月 日	府 県		

や

ふぐの取扱いに係る免許	免許番号	第	号
登録年月日	年 月 日	道府県等	

に添付する。

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第7条関係)

東京都知事 殿

年 月 日

住所
 (ふりがな)
 氏 名
 申請者 (旧姓・通称名)

生年月日 年 月 日生
 電話番号 ()

ふぐ取扱責任者免許証交付申請書

第3条第1号

第3条第2号

の規定により、ふぐ取扱責任者の免許を受けたので、下記の

とおり申請します。

記

1 申請資格(該当する資格に○を付け、詳細を記入してください。)

(1) 東京都ふぐ取扱責任者試験に合格した者

合格年月	年 月
------	-----

(2) 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則で定める講習を受講した者

自治体名	道府県	試験合格年月	年 月
免許番号	第	登録年月日	年 月 日
受講年月日	年 月 日	日(東京都の受入講習会の受講日を記入してください。)	

2 欠格事由の有無(該当する項目に、○を付けてください。)

(1) 視力が不十分で眼鏡等を用いてもふぐの処理ができない者

該 当	あ	る	・	な	い
-----	---	---	---	---	---

(2) 未成年者

該 当	あ	る	・	な	い
-----	---	---	---	---	---

(3) 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

該 当	あ	る	・	な	い
-----	---	---	---	---	---

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例第9条第1項第3号又は同条第2項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者

該 当	あ	る	・	な	い
-----	---	---	---	---	---

ある場合は、次の欄についても記入してください。

処分年月日	年 月 日	処分の理由
-------	-------	-------

3 旧姓・通称名併記の希望の有無(該当する項目に、○を付けてください。)

該 当	あ	る	・	な	い
-----	---	---	---	---	---

添付書類

- ふぐ取扱責任者試験結果通知書、ふぐ調理師試験結果通知書(平成13年度以降実施の試験合格者)若しくはふぐ調理師試験合格証書(平成12年度実施までの試験合格者)又は東京都ふぐの取扱い規制条例(以下「条例」という。)、第3条第2号に該当する者であることを証する書類の写し
- 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、原簿その他の身分を証する書類の写し)
- 条例第6条第3号に該当しないことを証明する医師の診断書
- 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもの)2枚
- 旧姓又は通称名の併記を希望する場合、当該旧姓又は通称名を確認できる戸籍謄本等

(日本産業規格JIS4番)

別記第七号様式中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」とし、「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」に改める。

別記第八号様式中「ふぐ調理師免許証書換え申請書」を「ふぐ取扱責任者免許証書換え申請書」とし、「ふぐ調理師免許証の」を「ふぐ取扱責任者免許証の」に改める。

別記第九号様式中「ふぐ調理師免許証再交付申請書」を「ふぐ取扱責任者免許証再交付申請書」とし、「ふぐ調理師免許証を」を「ふぐ取扱責任者免許証を」とし、「ふぐ調理師免許証の」を「ふぐ取扱責任者免許証の」に改める。

別記第十号様式中「ふぐ調理師免許証返納届」を「ふぐ取扱責任者免許証返納届」とし、「ふぐ調理師免許証を」を「ふぐ取扱責任者免許証を」とし、「ふぐ調理師の」を「ふぐ取扱責任者の」とし、「ふぐ調理師が」を「ふぐ取扱責任者が」に改める。

別記第十一号様式から第十六号様式までの様式中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第五号様式によるふぐ調理師免許台帳、第七号様式によるふぐ調理師免許証及び第十三号様式による認証書で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第五号様式によるふぐ取扱責任者免許台帳、第七号様式によるふぐ取扱責任者免許証及び第十三号様式による認証書とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号様式、第八号様式から第十二号様式まで及び第十四号様式から第十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第二百五十五号

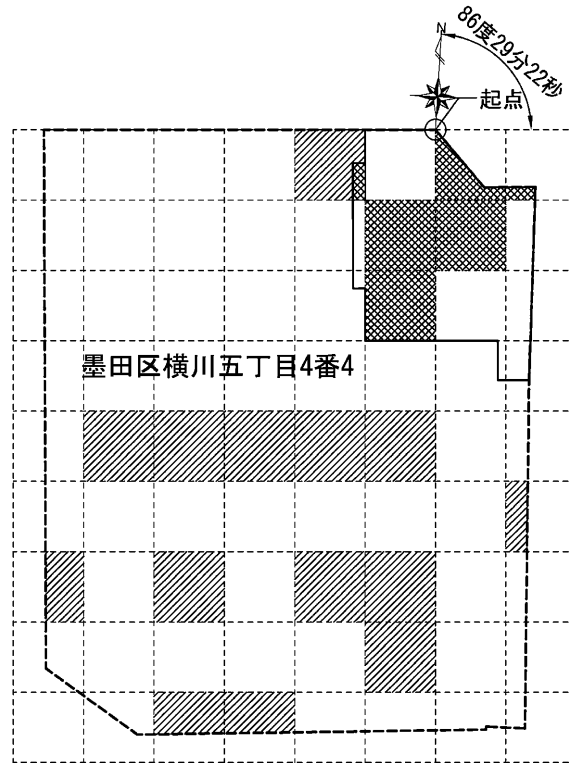
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区横川五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第159号により指定した区域)
- 単位区画

【起点】

起点は、墨田区横川五丁目4番4の最北端とする。

【格子の回転角度 (86度29分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

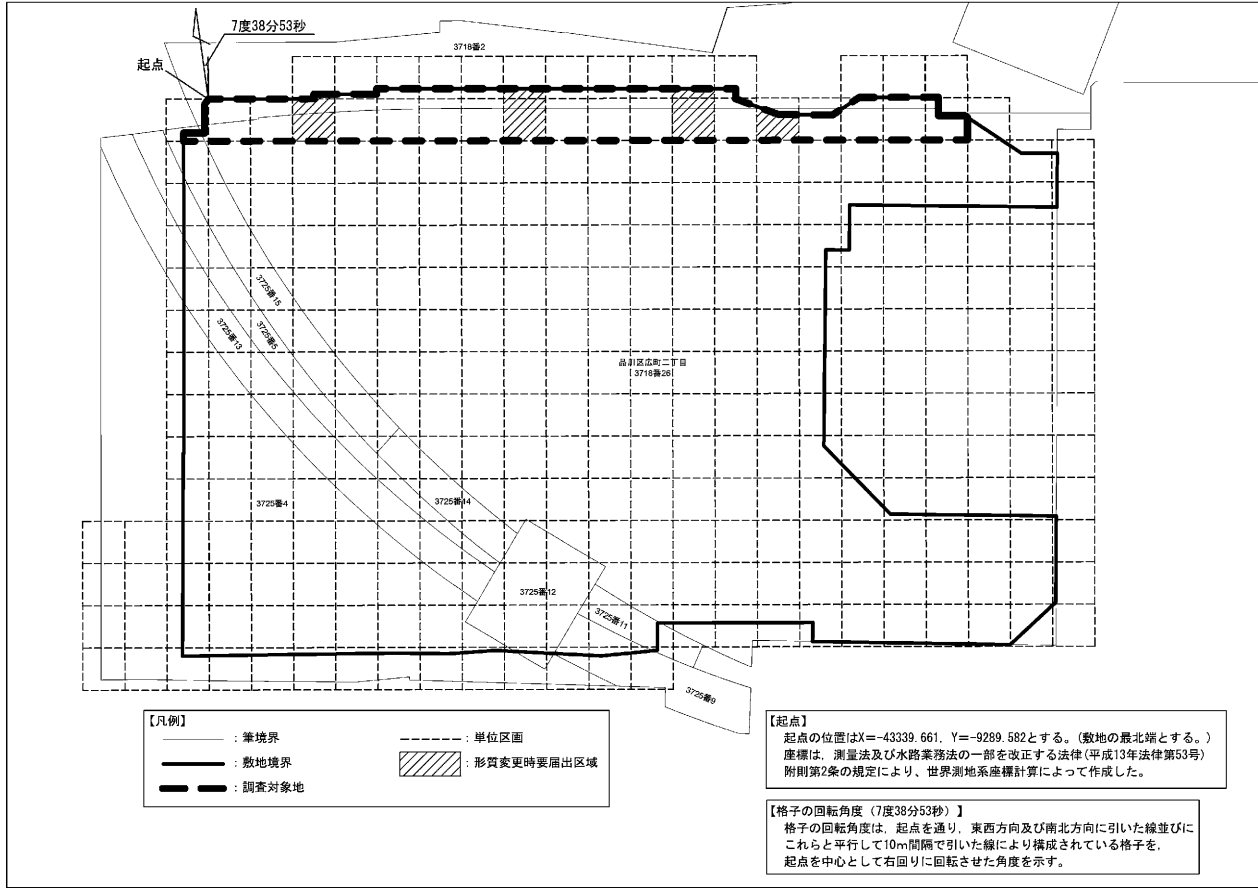
令和五年三月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百五十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年三月十六日

東京都知事 小池百合子

一(一)路線名 都道大島公園線

二(二)指定する区間 大島町元町四丁目十番十地先から同町元町一丁目三番二地先まで

三(三)指定の概要 別図表示(1)のとおり

二(一)路線名 都道大島循環線

三(二)指定する区間 大島町元町三丁目六番十六地先から同町元町一丁目三番二地先まで

三(三)指定の概要 別図表示(2)のとおり

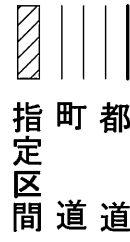
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道大島公園線

都道大島循環線

大島町元町四丁目～元町三丁目



(1) 都道大島公園線

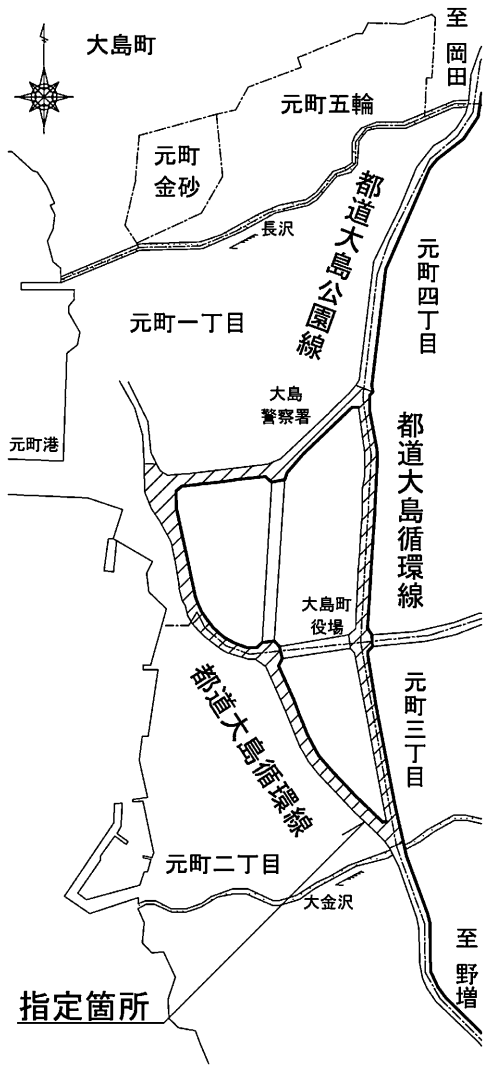
延長 四五七・六〇メートル

(電線共同溝予定名称 大島公園・一号)

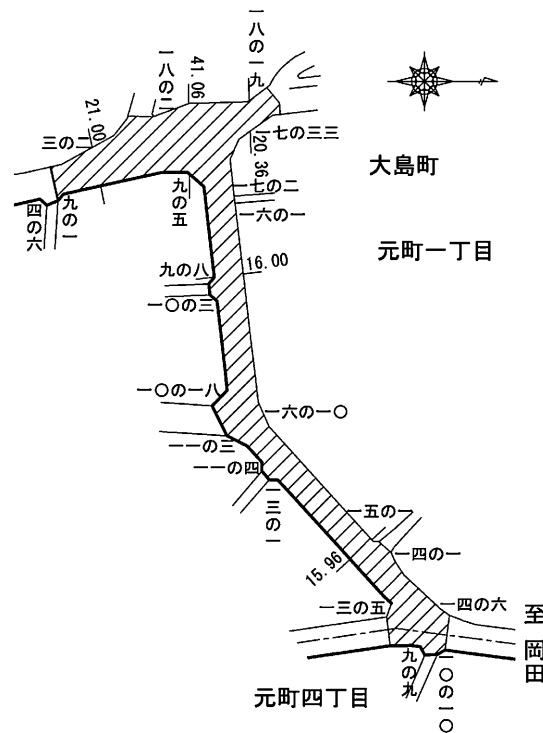
(2) 都道大島循環線

延長 一、一〇三・〇七メートル

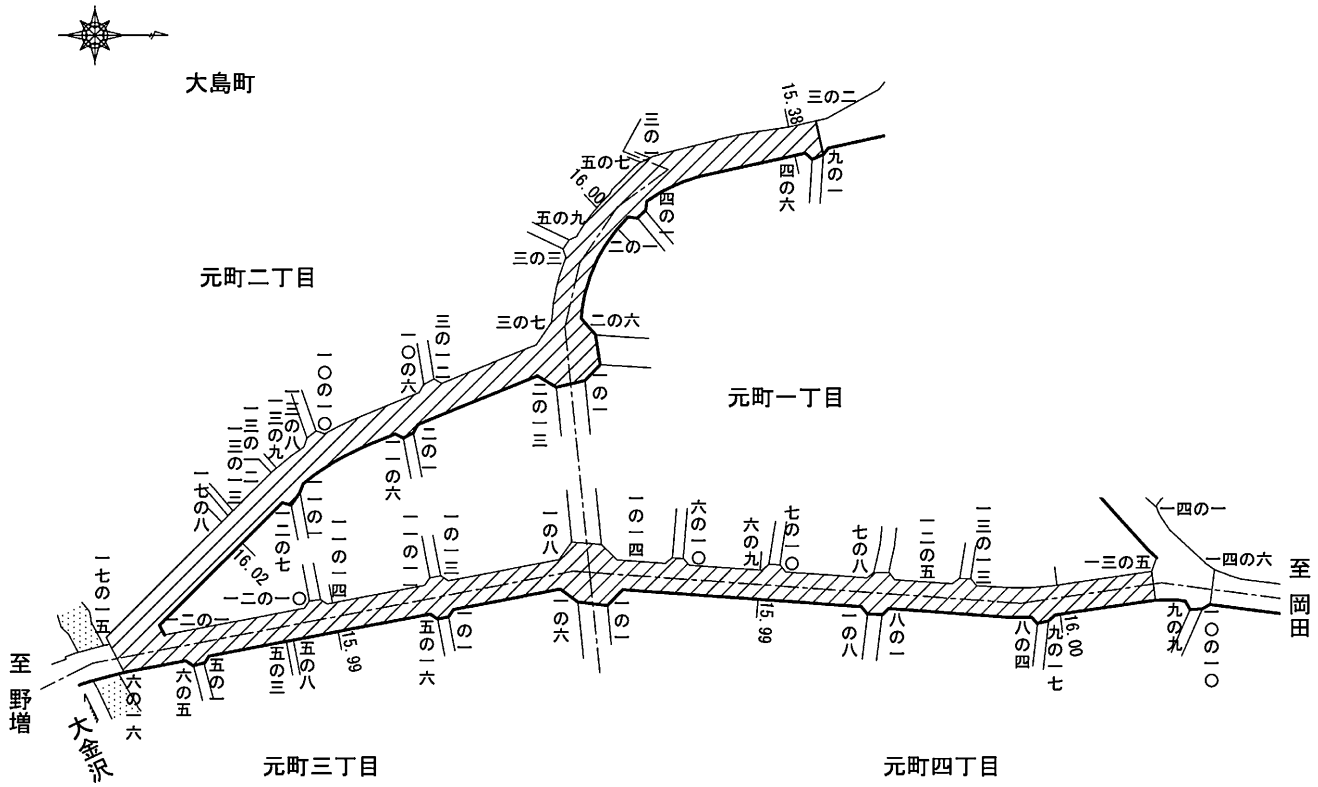
(電線共同溝予定名称 大島循環・三号)



(1) 都道大島公園線



(2) 都道大島循環線



告示(教)

●東京都教育委員会告示第十四号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

令和五年三月十六日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者又は保存団体
東京都指定有形文化財(建造物)	内藤家住宅 六棟 主屋一棟 書院一棟 蔵二棟 表門一棟 庭門一棟 府中市美好町三丁目二十番地の一の一部	内藤 和良 府中市土地開発公社
東京都指定有形文化財(建造物)	市政会館及び日比谷公会堂 一棟 附 設計図書・申請書等(簿冊)一式、竣工図面一式 千代田区日比谷公園一番三三号	公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所 東京都
東京都指定無形文化財(絵画)	紙本木版着色融通念仏縁起 二卷 附 谷寿喜書簡三通 港区西麻布四丁目十一番七号 繁成寺	宗教法人繁成寺
東京都指定無形文化財(民俗技術)	南多摩のメカイ製作技術 八王子市 多摩市	八王子由木メカイの会 多摩めかいの会

東京都指定天 迷子権 三宅村
 然記念物(植 三宅村坪田六千三百十五番
 物) 地

二 既に指定しているものに追加して指定するもの

種 別 名称、員数、所在地、所有者
 指定区域等

東京都指定名 題経寺遼溪園 宗教法人題
 勝 千二百七十・四三平方メー 経寺
 トル 葛飾区柴又七丁目千七百五
 十一番一

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
 について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一
 条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
 同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特
 定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十
 年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定によ
 り、次のとおり公告する。

令和五年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人フレンズ・ウィズアウト・ア・ボ
 ーダー J A P A N

二 代表者の氏名

赤尾 和美

三 主たる事務所の所在地

千代田区東神田一丁目十四番十一号 ヤマダビル六F

四 更新された認定の有効期間

令和四年十月十六日から令和九年十月十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人 N P O 会計税務専門家ネットワー
 ク

二 代表者の氏名

脇坂 誠也

三 主たる事務所の所在地

江東区東陽三丁目八番五号 日向野ビル三階

四 更新された認定の有効期間

令和四年十二月五日から令和九年十二月四日まで

一 名称

特定非営利活動法人 H a n d s O n T o k y o

二 代表者の氏名

セオドル・シー・ガイルド

三 主たる事務所の所在地

港区六本木五丁目十六番四十六号 ガーデニア六本木
 一〇一号室

四 更新された認定の有効期間

令和四年十二月六日から令和九年十二月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人 朴の会

二 代表者の氏名

野本 千佳子

三 主たる事務所の所在地

北区田端一丁目十一番一号 勘五郎ビル四〇三号室
 四 更新された認定の有効期間
 令和四年十二月十四日から令和九年十二月十三日まで

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変
 更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三
 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの
 で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
 に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二
 十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン

二 代表者の氏名

小泉 智

三 主たる事務所の所在地

大田区西蒲田七丁目六十番一号 ソメノビル七階

一 名称

特定非営利活動法人 E T I C

二 代表者の氏名

伊藤 順平、坂本 多恵、白鳥 環、本木 裕子、高
 木 俊之

三 主たる事務所の所在地

渋谷区恵比寿一丁目十九番十九号 恵比寿ビジネス
 タワー十二階

一 名称

特定非営利活動法人おんがくの共同作業場

二 代表者の氏名

郡司 博

三 主たる事務所の所在地

立川市曙町二丁目二十五番一号

一 名称

特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク

サングターバード

二 代表者の氏名

吉井 靖子

三 主たる事務所の所在地

北区田端二丁目十一番一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、住民監査請求に係る東京都監査委員の勧告に基づき東京都知事が講じた措置を次のとおり公表する。

令和5年3月16日

- 東京都監査委員 伊 藤 ゆ う
- 東京都監査委員 伊 藤 こういち
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
- 東京都監査委員 松 本 正 一 郎

東京都監査委員 殿

4福保総契第565号
令和5年2月28日

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」における監査委員の勧告に基づき講じた措置について

令和4年12月28日付4監総第818号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を別紙のとおり講じたので、通知します。

1 対応の内容

報告のあった、法人Aの本件契約に係る東京都若年被害女性等支援事業の実施に必要な経費の実績額について調査を行った。調査内容としては、支出の根拠となる領収書や貸金台帳を確認するとともに、これらの支出を管理している台帳（以下「管理台帳」という。）と突合しているかなどを確認した。その結果、以下のような状況であった。

（単位：千円）

支出内訳	本件経費	調査結果	調査後経費
人件費	9, 978	▲972	9, 005
事務所・居場所運営費	2, 227		2, 227
給食費	2, 515	▲50	2, 464
通信運搬費	471		471
医療費	1, 339		1, 339
備品購入費	336		336
消耗品費	2, 145	▲7	2, 137
旅費交通費	1, 341	▲247	1, 093
宿泊支援費	3, 038	▲259	2, 778
車両関連費	1, 083		1, 083
各種保険	3, 601	▲389	3, 212
会議費	204		204
ソフトウエア	775		775
合計	29, 057	▲1, 926	27, 131

※千円未満を切り捨てているため調査後経費、合計は一致しない

※法人Aの管理台帳では、「人件費」「事務所・居場所運営費」「給食費」「通信運搬費」「医療費」「備品購入費」「消耗品費」「旅費交通費」「宿泊支援費」「車両関連費」「各種保険」「会議費」「ソフトウエア」の区分となっている。

(1) 人件費

人件費は、職員の給与、税理士報酬、社会保険労務士報酬等が計上されている。

(職員の給与)

職員の給与については、法人Aの職員のうち東京都若年被害女性等支援事業に主として従事している職員の給与及び団体の他事業と兼務している職員の給与の一部を計上していた。

支出の確認に当たっては、貸金台帳と管理台帳を突合した。また、銀行の振込履歴を確認し、職員に支出されていることを確認した。

その結果、以下のような支出があった。

○ 本来57, 347円と管理台帳に記載すべきところ、507, 347円と誤って記載されていたため、450, 000円が過大に計上されていた

○ 住民監査請求監査結果において「給与については総支給額を計上せず、所得税等の税額を控除した後の金額を計上しており、過少計上となっている」との指摘があったことから、このことについて確認したところ、管理台帳には、所得税等の税額を控除した後の金額が記載されていた。改めて、総支給額を確認し、その結果、90, 669円が計上漏れとなっていた。

○ 貸金台帳及び振込履歴を確認したところ、本事業に従事している職員の給与は総額で22, 479, 576円であったが、うち13, 674, 740円については、本事業の管理台帳に記載されていなかったため、対象経費には含めないものとする。

(税理士報酬、社会保険労務士報酬等)

税理士報酬等については、全額が計上されていた。

税理士等は、本事業に関することだけでなく、団体の他事業にも関与していることを踏まえると、支払われた報酬全額を本事業の経費として計上することは適切ではないことから、按分するように指導し、その結果、612, 912円が過大計上となっていた。なお、当該経費の按分の考え方であるが、団体の事業費の全体額（当該報酬を除く）のうち本事業の経費（当該報酬を除く）が占める比率を乗じて、算出した。

上記の結果、職員の給与8, 804, 836円、税理士報酬、社会保険労務士報酬等201, 088円の合計9, 005, 924円が支出されていることを確認した。

(2) 事務所・居場所運営費

事務所・居場所運営費は、事務所やレンタルの家賃、光熱水費などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書若しくは銀行の振込履歴を突合した。

その結果、家賃等1, 974, 514円、光熱水費252, 882円の合計2, 227, 396円が支出されていることを確認した。

(3) 給食費

給食費は、支援した女性への食費などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書若しくは銀行の振込履歴を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

○ 管理台帳に記載があり、領収書も存在するものの、宛名が当該団体の職員名となっ

ている領収書が2件29,891円あった。職員名での領収書は、当該事業に係る領収書としては認められないことから、対象経費から除外することとする。

○ 同一の経費が管理台帳に重複して記載してあるものが1件10,691円あった。本経費については対象経費から除外することとする。

○ 給食費ではなく、消耗品として計上すべきものが3件8,906円あった。改めて消耗品として計上することとする。

○ 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、領収書の内容全てを確認できなかったため、証拠書類としては認められないものが1件800円あった。上記を除き、2,464,989円が支出されていることを確認した。

なお、監査で指摘のあった「一回当たりの支出が比較的高額なレストランでの食事代」については、一回あたり2万円を超える領収書を確認したところ、8件あった。詳細は以下のとおり

- ① 20,990円 食事代 12名(1人当たり1,749円)
- ② 29,710円 食事代 6名(1人当たり4,952円)
- ③ 21,330円 食事代 8名(1人あたり2,666円)
- ④ 54,340円 食事代 16名(1人あたり3,396円)
- ⑤ 66,396円 食事代 8名(1人あたり8,300円)
- ⑥ 41,699円 食事代 6名(1人当たり6,950円)
- ⑦ 27,587円 食事代 10名(1人当たり2,759円)
- ⑧ 21,750円 食事代 10名(1人当たり2,175円)

用途を確認したところ、支援対象者との面談や、支援対象者間の交流を促進し、自立に向けた意識づけを目的としたものであった。

支援対象者の自立を図るための会食等は、事業実施上必要性が認められることから、本事業の対象経費とする。

(4) 通信運搬費

通信運搬費は携帯電話の使用料を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と銀行の振込履歴を突合した。

その結果、携帯電話の使用料として471,425円が支出されていることを確認した。

(5) 医療費

医療費は医療機関での診療費や薬代、PCR検査の費用を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、医療費982,630円、薬代5,076円、PCR検査代352,27

0円の合計1,339,976円が支出されていることを確認した。

(6) 備品購入費

備品購入費はパソコンの購入費用を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、パソコンの購入費用として336,280円が支出されていることを確認した。

一方で、実施状況報告書では、エアコン購入と記載があったが、実際はパソコンを購入していたことから、団体に対し、改めて実績報告書の記載内容に誤記が無いよう指導した。

(7) 消耗品費

消耗品費は日常的に使用する事務用品や生活用品を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 管理台帳に記載があり、領収書が存在するものの、宛名が当該団体の職員名となっている領収書が2件16,450円あった。職員名での領収書は、当該事業に係る領収書としては認められないことから、対象経費から除外することとする。
- 給食費の中に消耗品として計上すべきものが3件8,906円あった。上記を除き、2,137,767円が支出されていることを確認した。

(8) 旅費交通費

旅費交通費は駐車場代、交通費などを計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 団体の自主事業に関する旅費が3件で63,948円含まれていた。
- 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、全てを確認できなかったため、証拠書類としては認められないものが59件183,863円あった。

上記を除き、ガソリン代296,140円、交通費685,669円、駐車場代83,800円、レンタカー代27,840円の合計1,093,449円が支出されていることを確認した。

(9) 宿泊支援費

宿泊支援費はホテル等の宿泊代などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書、銀行の振込履歴を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 領収書があるものの、支援内容の説明が不十分なものが2件191,653円あった。
- 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、領収書の内容全てを確認できなかったため、証憑書類としては認められないものが12件67,500円あった。上記を除き、2,778,940円について支出されていることを確認した。

なお、そのうち「都外遠隔地での宿泊」は10件あった。詳細は以下のとおり

- | | | | |
|---|----------|--------|----------------|
| ① | 9,400円 | 3名×1泊 | (1人当たり3,133円) |
| ② | 12,330円 | 3名×1泊 | (1人当たり4,110円) |
| ③ | 122,100円 | 8名×2泊 | (1人当たり7,631円) |
| ④ | 36,655円 | 3名×1泊 | (1人当たり12,218円) |
| ⑤ | 64,600円 | 4名×1泊 | (1人当たり16,150円) |
| ⑥ | 29,848円 | 2名×1泊 | (1人当たり14,924円) |
| ⑦ | 188,925円 | 15名×2泊 | (1人当たり6,298円) |
| ⑧ | 46,200円 | 3名×1泊 | (1人当たり15,400円) |
| ⑨ | 65,450円 | 5名×1泊 | (1人当たり13,090円) |
| ⑩ | 47,520円 | 4名×1泊 | (1人当たり11,880円) |

使途を確認したところ、生活習慣立て直しのための合同宿泊訓練を目的としたものや、地元で同様の支援を受けることが難しい支援対象者との定期的な面談であった。

支援対象者の自立を図るための宿泊は、事業実施上必要性が認められることから、本事業の対象経費とする。

(10) 車両関連費

車両関連費は月極駐車場代、タイヤ関係費用などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書、銀行の振込履歴を突き合わせた。

その結果、車両維持費用498,247円、タイヤ関係費用138,600円、月極駐車場代446,200円の合計1,083,047円が支出されていることを確認した。

一方で事業実績報告書では、タイヤや購入・交換費用が計上されているが、実際はタイヤ交換・保管費用であったことから、団体にに対し、改めて実績報告書の記載内容に誤記が無いように指導した。

(11) 各種保険

各種保険は社会保険料や火災保険料などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書を突き合わせた。

その結果、以下のような支出があった。

- 社会保険料を確認したところ、自主事業に従事している職員分も含めた団体全員の保険料が計上されていた。
- 本事業に従事する職員分と自主事業に従事する職員分について、按分処理をした結果、389,046円が過大に計上されていた。

按分についての考え方であるが、当該職員の社会保険料の総額に、当該職員の従事業務全体のうちで本事業の業務が占める比率を乗じて、算出した。

上記を除き、3,212,344円が支出されていることを確認した。

(12) 会議費

会議費は打合せの際の食事代、自立を支援するための合同宿泊に係るスタッフの宿泊費が計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書を突き合わせた。その結果、会議費用として204,540円が支出されていることを確認した。

(13) ソフトウェア

ソフトウェアに関する費用が計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と銀行の振込履歴を突き合わせた。

その結果、775,610円が支出されていることを確認した。

2 調査の結果

上記1の(1)から(13)のとおり、管理台帳の誤記が6件370,022円、領収書の宛名が個人名であるものが4件46,341円、領収書があるものの支援内容の説明が不十分であったものが2件191,653円、按分がされていなかったものが2件1,001,958円、自主事業にかかる経費で当該委託事業の経費として適切ではないものが3件63,948円あった。また、領収書の一部提示を拒否したため支出の証憑書類としては不十分なものが72件252,163円あった。これらの経費の合計1,926,085円については、事業経費とは認められないため、対象経費から除外する。

その結果、本件契約に係る本事業の実施に必要な経費の実績額は、27,131千円と特定した。このうち、委託料の上限額の範囲内である26,000千円を委託料として確定した。

なお、今回の調査過程において、都職員が団体を訪問し、本事業に係る支出の根拠となる領収書原本の提示を求めた際、団体側から領収書の一部の提示がなされなかったことは、仕様書の規定に反しており、団体にに対し改善を指示するものとする。

3 令和4年度の対応について
令和4年度の事業の履行状況や経理状況については、今後、外部有識者で構成する評価委員会で年度内に審査する。
令和4年度の精算に当たっては、支出の確認を徹底し、厳正に対処する。

4 その他

本事業は、困難を抱えた若年女性の自立推進に資することを目的に、公的機関と民間団体が連携して実施している。都は、国の要綱に基づき委託事業として開始したが、団体により支援対象者や支援方法が様々であることから、民間団体がそれぞれのノウハウを活用し、支援対象者の状況に応じたより柔軟な対応が可能となるよう、令和5年度より補助事業化し、団体の活動を一定の基準に基づき助成する仕組みとする。

なお、補助事業化にあたっては、事業の公益性・信頼性を担保できるよう、補助要件を厳格に設定する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

